

新しい法律のご紹介 (第 11 回)

個人再生手続の創設—民事再生法の改正

2001年3月

宮内法律事務所

E-mail miyauchi@pure.ne.jp

国民生活に重要な影響を及ぼす新しい法律を、できるだけ易しい言葉で紹介するコーナーの第 11 回目は、個人再生手続です。第 1 回でご紹介した民事再生法の一部改正という方式をとり、この法律は、2001年4月1日から施行される「ほかほか」のもので、

本論に入りましょう。1999年にできた旧民事再生法は、中小企業再建を優先したもので、その後特定調停法(新しい法律のご紹介第4回)の制定を経て、個人債務者の再建型倒産手続として結実しました。破産では、清算により住宅が保持できないことや、社会的不利益(勤務先を退職)があり、現実にも、個人破産数は、平成2年1万1000件が、平成11年には11万件に突入し、バブル期の「ゆとりローン」の(ゆとり時期の終了後の)増額返済期が迫っており、借金・事業不振等を動機とする自殺者が増加し、破産予備軍たる多重債務者が150万人とも、200万人ともいわれていることが背景にあります。そこで、アメリカにならい、敗者復活型の再生手続の創設に至ったのです。改正の柱は、次の3点です。

①住宅資金特別条項です。住宅ローンを抱えて経済的破綻に瀕した個人債務者が、生活の本拠である住宅を手放さずに経済生活を再建できるため、再生計画中に住宅ローンの繰り延べを内容とする条項を定めることができるとしたものです。次の小規模個人再生・給与所得者等再生や、通常の民事再生手続でも利用できる総論的な規定です。②小規模個人再生です。将来における継続的な収入の見込みある個人債務者を、再生手続を簡略化した手続に委ねる手続です。再生債権の総額が3000万円を超えない場合に利用できます。③給与所得者等再生(サラリーマン再生)です。サラリーマンを中心とする定期収入のある、再生債権の総額が3000万円を超えない者が、住宅資金特別条項を利用して居住用住居を保持する手続です。一定の再生計画であれば、債権者の同意を要しない点に特色があります。これらの役割を、従前の破産法、(旧)民事再生法、特定調停との関係で表にしました。

	破産法	(旧)民事再生法	特定調停	住宅資金特別条項	小規模個人再生	給与所得者等再生
事業者	○	◎	△	▲	×	×
多額債務	◎	○	△	×	×	×
多債権者	◎	◎	○	△	△	△
債務額小	○	○	○	◎	◎	◎
債権者小	○	○	○	◎	◎	◎
定額収入	△	△	○	○	◎	◎
自居建物ローン残	△	△	△	◎	◎	◎

このようにメニューは豊富になりました。でもレストランと同じで、メニューが多いとよけいに迷ってしまい、また、値段(費用)や味(特色)も違います。この点は、ぜひ専門家であるコック(弁護士)にお気軽にお聞きください。